

令和4年(行コ)第31号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国(処分行政庁 警察庁長官)

準 備 書 面 (1)

令和4年8月31日

東京高等裁判所第9民事部A1係 御中

被控訴人指定代理人	井 上 恵理子	
	前 田 修 作	
	小 松 美 東 士	
	清 水 健 太	
	滝 本 拓	
	塙 昌 貴	
	栗 野 将 彰	

目 次

第1	第1回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明に対する回答	3
1	第1回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明の概要	3
2	上記求釈明に対する回答	3
第2	最高裁令和4年判決を踏まえた主張の補充	5
1	最高裁令和4年判決の判示内容について	5
2	最高裁令和4年判決の判示内容を踏まえた主張の補充（予備的主張）	6
第3	結語	12

被控訴人は、本準備書面において、第1回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明に対する回答を行うとともに（後記第1）、最高裁判所令和4年5月17日第三小法廷判決（以下「最高裁令和4年判決」という。）を踏まえ、被控訴人の主張を補充する（後記第2）。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるものほかは、従前の例によるほか、原判決の例による。

第1 第1回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明に対する回答

1 第1回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明の概要

裁判所は、第1回口頭弁論期日において、被控訴人に対し、概要、「本件変更決定で全部不開示としている部分について、別件開示決定では全部開示や一部開示している部分があり、一見、「独立一体的情報論」と整合しないように思われるため、その点に関する主張を補充されたい。」旨述べた。

2 上記求釈明に対する回答

(1) 裁判所が指摘するとおり、本件変更決定で全部不開示としている部分について、別件開示決定では、全部開示や一部開示している部分が存在する。その不整合状況については、基本的に甲第43号証3ページ以下で対比されていようとおりである。

(2) 上記不整合のうち、大部分は、別件開示決定では一部開示しているものの、本件変更決定では全部不開示にしているという形態のものであるところ、このような形態の不整合が生じているのは、被控訴人の令和4年6月3日付け答弁書（以下「被控訴人答弁書」という。）14ページで述べたとおり、別件開示決定にあたり、処分行政庁は、本来的には、欄全体が独立した一体的な情報として欄全体を不開示とすることが相当であったものの、任意にかかる欄の一部を開示した一方で、本件変更決定にあたり、処分行政庁は、本来

どおり、欄全体が独立した一体的な情報として欄全体を不開示としたことに起因するものである。

(3) このほか、本件変更決定と別件開示決定との不整合の形態として、別件開示決定では全部開示しているものの、本件変更決定では全部不開示としているものが存する（具体的には、①甲第24号証の1と乙第27号証の14（甲43号証21ページ参照）、②甲第24号証の2と乙第27号証の15（甲43号証22ページ参照）、③甲第28号証の1と乙第27号証の67（甲43号証25ページ参照）、④甲第28号証の2及び乙第27号証の68（甲43号証26ページ参照）の各「備考欄」を指す。）。

上記形態のうち、上記①及び②は、別件開示決定時には「備考欄」に不開示情報は存しないと判断していたが、本件変更決定時には、「備考欄」に記載された「関連通達」に係る情報は、他欄推知情報に該当し、不開示としている「本人として記録される個人の範囲」欄や「保有開始の年月日」欄が推認され、不開示情報に該当すると判断したため、別件開示決定では同欄を全部開示とした一方、本件変更決定時には同欄を全部不開示としたものである。

また、被控訴人答弁書22及び23ページで述べたとおり、別件開示決定及び本件変更決定の対象文書である保有個人情報管理簿は、必要に応じて隨時更新されており、別件開示決定と本件変更決定は、開示請求日及び決定日が異なるため、対象文書の内容が必ずしも同一のものではない場合があるところ、上記③及び④は、まさにこのような場合に該当し、別件開示請求時点において、「備考欄」が空欄だったものの、本件変更決定時には同欄に不開示情報に該当する記載事項が加筆されたため、別件開示決定では同欄は全部開示された一方、本件変更決定時には同欄は全部不開示とされたものである。

(4) したがって、このような不整合が存することは、被控訴人が主張する「独立一体的情報論」と何ら矛盾するものではない。

なお、念のため付言するに、不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならず、不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点であるところ（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」42ページ）、必要に応じて隨時更新される保有個人情報管理簿において、開示請求日及び開示決定日が異なる別件開示文書と本件開示文書とでは、それぞれ開示・不開示の判断も同一とはならないのである。

第2 最高裁令和4年判決を踏まえた主張の補充

被控訴人は、被控訴人答弁書5ないし10ページにおける「独立一体的情報論」に関する従前の主張に加え、令和4年最高裁判決を踏まえ、予備的に以下の主張を補充する。

1 最高裁令和4年判決の判示内容について

最高裁令和4年判決は、「別紙目録記載1の部分は、「第1」と「第2」の2項目で構成されており、「第1」には、「安愚楽牧場の預託商法」と題する項目の下に、消費者庁取引対策課が把握した本件契約の内容に関する事実関係及びそれに関する法令解釈が記載され、「第2」には、「確認したい事項」と題する項目の下に、同課において預託法の執行に向けて今後確認を要する事項等が記載されているというのであり、各項目に異なる情報が記録されていることがうかがわれる。」、「また、同目録記載2の部分には、情報を入手した方法、本件会社の牛の市場価格と預託商法における商品価格とのかい離についての考え方、その具体例、牛の市場相場の一般論が記載されているところ、これらの記載内容の相互の関係や同部分の構成等は明らかでない。」、「ところが、原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、同目録記載1及び2の部分に記録され

ている情報について、それぞれ一体的に情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当するか否かを判断したのであり、この原因の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」旨判示した（乙第29号証・7及び8ページ）。

このほか、最高裁令和4年判決の宇賀克也裁判官による補足意見では、「情報公開法6条が、個人に関する情報についてのみ、その2項で特別の部分開示規定を設けたのは、同法5条1号が、いわゆるプライバシー情報型ではなく、特定個人識別情報型を採用し、個人に関する情報については、特定の個人が識別されることという事項的基準のみで不開示情報を定めているため（中略）、その全体を一律に不開示とすると、個人の権利利益の保護の必要性を超えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがあるからである。これに対して、他の不開示情報（中略）については、いずれも、事項的基準に加えて、「おそれ」という定性的基準を組み合わせることにより、不開示情報の範囲が必要以上に広がらないように配慮されているので、情報公開法6条2項のような特別の部分開示規定を設ける必要はないと判断されたのである。したがって、情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性を判断するに当たっては、「監査、検査…に係る事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無があるのはどの部分かを吟味する必要があり、異なる内容の複数の情報については個別にその情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性を吟味しなければ、不開示とする範囲が必要以上に広がってしまうおそれがある。しかし、原審では、このような観点からの（中略）審理が尽くされていないといわざるを得ない。」とされている（乙第29号証・9及び10ページ）。

2 最高裁令和4年判決の判示内容を踏まえた主張の補充（予備的主張）

(1) 最高裁令和4年判決の判示内容等

ア 最高裁令和4年判決の上記判示の対象となった2通の文書は、同判決に

よれば、本件会社が再生手続開始の申立てをした後に、消費者庁取引対策課等が本件会社に対して預託法上とり得る措置を検討するために作成されたものである（乙第29号証・4ページ）。そして、うち1通は、同課が本件会社の会計処理に関する同法上の確認事項をまとめたものであり（以下「文書A」という。）、「第1」及び「第2」の2項目で構成され、「第1」には、「安愚楽牧場の預託商法」と題する項目の下に、本件契約のコースごとの説明及び同法上の解釈が記載され、「第2」には、「確認したい事項」と題する項目の下に、本件契約のうち特定のコースに係るものを見頭に置いて、関係者の思考過程、今後の検討事項等が記載されている。また、もう1通は、同課課長らが同庁審議官に宛てて本件会社の牛の市場価格と預託商法における商品価格とのかい離についてまとめたものであり（以下「文書B」という。）、情報を入手した方法、上記かい離についての考え方、その具体例、牛の市場価格の一般論が記載されている（乙第29号証・4ページ）。同判決によれば、文書Aは、前記「第1」及び「第2」を含めた本文全体が不開示とされ、文書Bも、前記記載を含めた本文全体が不開示とされており、また、文書A及び文書Bの不開示部分については、情報公開法5条6号イ該当性が問題となっているものと解される（乙第29号証・8ページ参照）。

イ 他方、本件の対象文書である保有個人情報管理簿は、後記(2)アのとおり、10個の項目ごとの欄で構成された表形式のものであり、各内容欄ごとに不開示情報該当性を判断しており、不開示部分については情報公開法5条3号及び4号該当性が問題となっている。

したがって、最高裁令和4年判決と本件とでは、対象文書の形式（表形式であるか否か）、不開示情報該当性の根拠条文、不開示情報該当性の判断対象とした範囲等が異なっており、その点で、当然には両者は比較の前

提を欠くというべきである。

ウ 上記の点をおくとしても、最高裁令和4年判決の前記判示内容及び補足意見の内容を踏まえると、同判決は、①不開示部分に「異なる内容の複数の情報」が記録されている場合、当該複数の情報ごとに個別に不開示情報該当性を吟味して、不開示の範囲を検討する必要があること、②不開示部分に「異なる内容の複数の情報」が記録されているか否かは、記載内容相互の関係や構成等を検討する必要があることにつき言及しているものと思われる。以下、本件各文書の各欄ごとに、上記①及び②の点を述べることとする。

(2) 各欄の記載内容について

ア 本件文書の形式

前提として、本件文書は、本件開示請求の対象となる、個人情報保護法10条2項1号、2号及び11号に該当するとして同条1項に基づく総務大臣への事前通知の適用除外とされている個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿（126件分。なお、不開示部分が含まれているのは、うち122件分である。）であるところ、表形式であって、乙27の1ないし122のとおり、左側に「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」、「備考」の各項目を示す記載（以下、左側の記載を「項目欄」という。）があり、各項目欄の右側に、各項目に対応する内容が記載されている（以下、右側の記載を「内容欄」という。）。

イ 「名称」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿の名称のみが記載されており、单一

の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

ウ 「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿の利用に供される事務をつかさどる係の名称のみが記載されており、单一の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

エ 「利用の目的」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿の利用の目的のみが記載されており、单一の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

オ 「記録される項目」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿に記録される項目のみが記載されており、单一の情報であることが明らかである。

なお、当該保有個人情報管理簿に複数の項目が記録されている場合は、当該複数の項目が同欄に記載されることとなるが（例えば、別件開示決定の甲24の1号証の同欄参照）、形式面を見るに、同欄内に一連の内容として記載されており、内容面を見るに、いずれも特定の事件の犯罪捜査における具体的な着眼点、捜査手法等に係る情報や特定の類型の事件を認知した場合の初動捜査や被疑者の割り出しなどに活用されている情報であつ

て、これらの情報は、事件・犯罪ごとに項目数や内容が異なり、事件・犯罪ごとに一連の情報として捜査活動等に活用されていることから、それぞれの項目は相互に密接な関連性を有しているといえる。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

カ 「本人として記録される個人の範囲」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿において、本人として記録される個人の範囲のみが記載されており、単一の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

キ 「記録される個人情報の収集方法」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿に記録される個人情報の収集方法のみが記載されており、単一の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

ク 「記録される個人情報の経常的提供先」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿に係る個人情報の経常的提供先のみが記載されており、単一の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

ケ 「保有開始の年月日」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿の保有開始の年月日のみが記載されおり、単一の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

コ 「保存場所」欄について

同欄には、当該保有個人情報管理簿の保存場所のみが記載されており、単一の情報であることが明らかである。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

サ 「備考」欄について

同欄には、「取り扱う権限を有するものの範囲」、「注意事項」、「取り扱うことができる場所」、「保存すべき場所」、「削除の要件」、「関係する通達の名称」、「その他参考事項」等、個人情報ファイルに関する具体的な管理又は取扱い等の情報が記載されているが、上記各情報の全てが画一的に記載されるのではなく、必要な情報のみ記載されており、各「備考」欄によってその内容は異なる。

そして、これらの情報が保有個人情報管理簿に複数記録される場合は、当該複数の情報が同欄に記載されることとなるが（例えば、別件開示決定の甲第12号証の1の同欄参照）、形式面を見るに、同欄内に一連の内容として記載されており、内容面を見るに、いずれも個人情報ファイルを管理する又は取り扱う上で必要な情報であり、いずれかの情報が欠けることにより、当該個人情報ファイルを取り扱う者の管理又は取扱いに支障が生じるなど、それぞれの情報は相互に密接な関連性を有しているといえる。

したがって、同欄には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえないから、同欄全体の記載内容につき不開示情報該当性を吟味すれば足りる。

シ 小括

以上のとおり、本件文書が表形式であり、各欄ごとに単一の情報が記載されていることなどからすれば、各欄ごとに不開示情報該当性を吟味した本件変更決定は適法である。

第3 結語

以上のとおりであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上